

# 津山文化センターご利用の際の注意事項

津山文化センターを安全・円滑にご利用いただくため、以下の事項を必ずお守りください。

## 1. 利用権の譲渡・又貸しは禁止です ☞ 津山文化センター条例 第14条

- 利用の許可を受けた方が、第三者に利用させること(名義貸し・又貸し・転貸)はできません。

## 2. 利用制限・利用停止・許可取消について ☞ 津山文化センター条例 第15条

次のいずれかに該当する場合、利用の制限・停止、または利用許可を取り消すことがあります。

- 条例・規則・利用条件に違反したとき
- 虚偽や不正な方法で利用許可を受けたとき
- 暴力団排除等に関する規定に該当することが判明したとき

※これらの処分により利用者に損害が生じても、市およびセンターは責任を負いません。

## 3. 入場制限・退場措置について ☞ 津山文化センター条例 第16条

次の場合、入場をお断りする、または退場をお願いすることができます。

- 他人に危害や迷惑を及ぼすおそれがあるとき
- 公の秩序や善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- その他、施設管理上支障があると認められるとき

## 4. 禁止行為 ☞ 津山文化センター条例 第17条

以下の行為は禁止されています(事前許可がある場合を除く)。

- 募金・寄附活動
- 物品の販売、宣伝、広告、勧誘行為
- その他、規則で定める禁止行為

## 5. 施設の管理と原状回復 ☞ 津山文化センター条例 第18条、第19条

- 利用中は、善良な管理者の注意をもって施設・設備を使用してください。
- 利用終了後は、速やかに原状回復(机・椅子・備品の配置、清掃等)を行ってください。
- 利用許可が取り消された場合も、原状回復は必要です。

※原状回復が行われない場合、センター側で復旧し、その費用を利用者にご負担いただくことがあります。

## 6. 損害賠償について ☞ 津山文化センター条例 第20条

- 施設・設備を破損・汚損・紛失した場合は、原状回復または損害賠償をしていただきます。
- ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではありません。

## ご理解とご協力のお願い

津山文化センターは多くの方が利用する公共施設です。

すべての利用者が安心して利用できるよう、ルールとマナーの遵守にご協力ください。

津山文化センター([指定管理者]公益財団法人津山文化振興財団)

〒708-0022 岡山県津山市山下68 ☎ 0868-22-7111